

法人番号	
実 地	
平成 年 月 日	

※この欄は、記載しないでください。

## 法人運営・会計経理自己点検表

法人運営	
記 入 年 月 日	平成 年 月 日
記 入 担 当 者	
問い合わせ先	TEL

会計経理	
記 入 年 月 日	平成 年 月 日
記 入 担 当 者	
問い合わせ先	TEL

### ○記入要領

- 特に指定のあるもの以外は、法人運営は今年度（評議員の選任関係等は前年度）の、会計経理は前年度の状況を記入してください。
- 回答をあらかじめ用意した設問については、該当するものを○で囲んでください。

※ この自己点検表において使用する略称は、次のとおりです。

法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）

令：社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）

規則：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

審査基準：「社会福祉法人の認可について」平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知（別紙1）「社会福祉法人審査基準」〔最終改正：平成28年11月11日〕

審査要領：「社会福祉法人の認可について」平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局企画課長、児童家庭局企画課長通知（別紙）「社会福祉法人審査要領」〔最終改正：平成28年11月11日〕

改正法：社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）

改正政令：社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）

改正省令：社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第168号）

会計省令：社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）（平成28年11月11日厚生労働省令第168号第4条の規定による一部改正前の省令）

（注）平成28年11月11日厚生労働省令第168号第4条の規定による一部改正後の省令は、平成29年4月1日以降に開始する会計年度から適用されます。

運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（別紙）「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」（平成28年11月11日雇児発1111第3号、社援発1111第5号、老発1111第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知による一部改正前のもの。ただし、別紙4の財産目録を除く。）

（注1）財産目録は、上記一部改正後の別紙4の様式となります。

（注2）平成29年4月1日以降は、上記一部改正後の通知が適用されます。

留意事項：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知（別紙）「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」

（平成28年11月11日雇児総発1111第2号、社援基発1111第2号、障障発1111第1号、老総発1111第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知による一部改正前のもの。ただし、「3 決算」の規定を除く。）

（注1）平成28年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、上記一部改正後の「3 決算」の規定が適用されます。

（注2）平成29年4月1日以降は、上記一部改正後の通知が適用されます。

登記令：組合等登記令（昭和39年政令第29号）

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
<b>第1 法人運営</b> <p><b>1 定款</b></p> <p>ア 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されていますか。</p> <p>(ア) 定款の必要的記載事項（法第31条第1項）が事実に反するものとなっていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる いない</p> <p>イ 定款の変更が所定の手続きを経て行われていますか。</p> <p>(ア) 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる いない 該当なし</p> <p>(イ) 定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われていますか（所轄庁の認可が不要とされる事項の変更については、所轄庁への届出が行われていますか。）。</p> <p style="text-align: center;">いる いない 該当なし</p> <p>ウ 法令に従い、定款の備置き及び公表がされていますか。</p> <p>(ア) 定款を事務所に備え置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない</p> <p>(イ) 定款の内容をインターネットを利用して公表していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない</p> <p>(ウ) 公表している定款は、直近のものになっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない</p> <p><b>2 内部管理体制</b></p> <p>ア 特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されていますか。</p> <p>(ア) 内部管理体制が理事会で決定されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない 該当なし</p> <p>(イ) 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない 該当なし</p>	<p>法第31条第1項</p> <p>法第45条の9第7項第3号／法第45条の36第1項、第2項及び第4項／規則第4条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別決議とは、議決に加わることのできる評議員の3分の2（定款でこれを上回る割合を定めた場合は、その割合）以上の賛成をもって行われる決議を言います。</li> </ul> <p>法第34条の2第1項及び第4項／規則第2条の5第1号／法第59条の2第1項第1号／規則第10条第1項</p> <p>法第45条の13第5項／令第13条の3／規則第2条の6及び第2条の16</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定社会福祉法人とは、法人単位事業活動計算書の年間のサービス活動収益の額が30億円を超える法人又は貸借対照表の負債の額が60億円を超える法人です。</li> </ul>
<p><b>3 評議員・評議員会</b></p>	

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
<p>(1) 評議員の選任</p> <p>ア 法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されていますか。</p> <p>(ア) 定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない</p> <p>イ 評議員となることができない者又は適當ではない者が選任されていませんか。</p> <p>(ア) 欠格事由に該当する者が選任されていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない</p> <p>(イ) 貴法人の役員又は職員を兼ねていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない</p> <p>(ウ) 貴法人の各評議員及び各役員と特殊の関係がある者が選任されていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない</p> <p>(エ) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない      該当なし</p> <p>(オ) 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない</p> <p>(カ) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない</p> <p>(キ) 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となつていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない</p> <p>ウ 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっていますか。</p> <p>(ア) 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない      経過措置適用※</p>	<p>法第39条</p> <p>法第40条第1項、第2項、第4項及び第5項／法第61条第1項／規則第2条の7及び第2条の8／審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)及び(6)</p> <p>法第40条第3項／改正法附則第10条／改正政令第4条／改正省令第5条 ※平成27年度の法人全体の事業活動計算書のサービス活動収益の額が4億円以下の法人は、定款で定めれば平成32年3月31日までは、評議員数が「4名以上」でよいとされています。</p>
(2) 評議員会の招集・運営	

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
<p>ア 評議員会の招集が適正に行われていますか。</p> <p>(ア) 評議員会の招集通知を期限までに評議員に発していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる いない</p> <p>(イ) 招集通知に記載しなければならない事項は、理事会の決議によっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない</p> <p>(ウ) 定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない</p> <p>イ 決議が適正に行われていますか。</p> <p>(ア) 決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない</p> <p>(イ) 決議が必要な事項について、決議が行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない</p> <p>(ウ) 特別決議は必要数の賛成をもって行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない 該当なし</p> <p>(エ) 決議について、特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない 該当なし</p> <p>(オ) 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示がありますか。</p> <p style="text-align: center;">ある ない 該当なし</p> <p>ウ 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っていますか。</p> <p>(ア) 規則に定めるところにより、議事録を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない</p> <p>(イ) 議事録を貴法人の事務所に法定の期間備え置いていますか。</p>	<p>法第45条の9第1項／法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条／規則第2条の12／（参考）法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条</p> <p>法第45条の9第6項から第8項まで／法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項及び第195条</p> <p>・特別決議とは、議決に加わることができる評議員の3分の2（定款でこれを上回る割合を定めた場合は、その割合）以上の賛成をもって行われる決議を言います。</p> <p>法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項及び第2項／法第45条の11第1項から第3項まで／規則第2条の15</p> <p>法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項及び第2項／法第45条の11第1項から第3項まで／規則第2条の15</p>

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
<p style="text-align: center;">いる      いない</p> <p>(ウ) 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間、備え置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない      該当なし</p>	第一項及び第二項／法第44条の11第1項から第3項まで／規則第2条の15
<p><b>4 理事</b></p> <p><b>(1) 定数</b></p> <p>ア 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされていますか。</p> <p>(ア) 定款に定める員数が選任されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない</p> <p>(イ) 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない      該当なし</p> <p>(ウ) 欠員が生じていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない</p>	法第44条第3項／法第45条の7第1項
<p><b>(2) 選任及び解任</b></p> <p>ア 理事は、法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されていますか。</p> <p>(ア) 評議員会の決議により、選任又は解任されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない</p> <p>(イ) 理事の解任は、法に定める解任事由に該当していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない      該当なし</p>	法第43条第1項／法第45条の4第1項
<p><b>(3) 適格性</b></p> <p>ア 理事となることができない者又は適切でない者が選任されていますか。</p> <p>(ア) 欠格事由を有する者が選任されていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない</p> <p>(イ) 各理事について、特殊の関係がある者が上限を超えて含まれていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない</p> <p>(ウ) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない      該当なし</p>	法第44条第1項により準用される法第40条第1項／法第44条第6項／規則第2条の10／審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)及び(6)／(参考)法第61条第1項／法第109条第5項及び第110条第2項

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
(エ) 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていませんか。  いる いない	法第61条第1項／法第109条第5項及び第110条第2項
(オ) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が、慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していませんか。  いる いない	
(カ) 暴力団員等の反社会的勢力の者が理事となっていますか。  いる いない	
イ 理事として含まれていなければならぬ者が選任されていますか。	法第44条第4項
(ア) 社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されていますか。  いる いない	
(イ) 貴法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されていますか。  いる いない	
(ウ) 施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されていますか。  いる いない 該当なし	
<b>(4) 理事長</b>	
ア 理事長及び業務執行理事は、理事会で選定されていますか。	法第45条の13第3項／法第45条の16第2項第2号
(ア) 理事会の決議で理事長を選定していますか。  いる ない	
(イ) 業務執行理事の選定は、理事会の決議で行われていますか。  いる ない 該当なし	
<b>5 監事</b>	
<b>(1) 定数</b>	
ア 監事は、法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされていますか。 (ア) 定款に定める員数が選任されていますか。	法第44条第3項／法第45条の7第2項による同条第1項の準用

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
<p style="text-align: center;">いる      いない</p> <p>(イ) 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない      該当なし</p> <p>(ウ) 欠員が生じていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない</p>	
<p><b>(2) 選任及び解任</b></p> <p>ア 監事は、法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されていますか。</p> <p>(ア) 評議員会の決議により選任されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない</p> <p>(イ) 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は、監事の過半数の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない</p> <p>(ウ) 監事の解任は、評議員会の特別決議によっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない      該当なし</p> <p>イ 監事となることができない者が選任されていませんか。</p> <p>(ア) 欠格事由を有する者が選任されていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない</p> <p>(イ) 評議員、理事又は職員を兼ねていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない</p> <p>(ウ) 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と規則で定める特殊の関係にある者が含まれていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない</p> <p>(エ) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない      該当なし</p> <p>(オ) 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない</p> <p>(カ) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が、慣例的に就任していませんか。</p>	<p>法第43条第1項／法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項／法第45条の4第1項／法第45条の9第7項第1号</p> <p>法第40条第2項／法第44条第1項により準用される法第40条第1項／法第44条第2項及び第7項／規則第2条の11／審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)及び(6)／(参考)法第61条第1項／法第109条第5項及び第110条第2項</p> <p>法第40条第2項／法第44条第1項により準用される法第40条第1項／法第44条第2項及び第7項／規則第2条の11／審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)及び(6)／(参考)法第61条第1項／法第109条第5項及び第110条第2項</p> <p>法第40条第2項／法第44条第1項により準用される法第40条第1項／法第44条第2項及び第7項／規則第2条の11／審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)及び(6)／(参考)法第61条第1項／法第109条第5項及び第110条第2項</p>

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
いる いない	第5項及び第110条第2項
(キ) 暴力団員等の反社会的勢力の者が選任されていますか。	
いる いない	
ウ 法に定める者が含まれていますか。	法第44条第5項
(ア) 社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれていますか。	
いる いない	
<b>(3) 職務・義務</b>	
ア 法令に定めるところにより業務を行っていますか。	
(ア) 理事の職務の執行を監査し、規則で定めるところにより、監査報告を作成していますか。	法第45条の18第1項／法第45条の28第1項及び第2項／規則第2条の26から第2条の28まで／規則第2条の31／規則第2条の34から第2条の37まで
いる いない	
(イ) 理事会への出席義務を履行していますか。	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで
いる ない	
<b>6 理事会</b>	
<b>(1) 審議状況</b>	
ア 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されていますか。	法第45条の14第1項／法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条
(ア) 権限を有する者が招集していますか。	
いる ない	
(イ) 各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしていますか。	
いる ない	
(ウ) 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われていますか。	
いる ない 該当なし	
イ 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われていますか。	法第45条の14第4項及び第5項
(ア) 決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われていますか。	
いる ない	

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
(イ) 決議が必要な事項について、決議が行われていますか。  いる いない	
(ウ) 決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていませんか。  いる いない 該当なし	
(エ) 理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていませんか。  いる いない	
(オ) 書面による議決権の行使が行われていませんか。  いる ない	
ウ 理事への権限の委任は、適切に行われていますか。 (ア) 理事に委任できない事項が理事に委任されていますか。  いる ない	法第45条の13第4項
(イ) 理事に委任される範囲が明確になっていますか。  いる ない	
エ 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告していますか。 (ア) 実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされていますか。  いる ない	法第45条の16第3項
(2) 記録  ア 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されていますか。 (ア) 法令で定めるところにより、議事録が作成されていますか。  いる ない	法第45条の14第6項及び第7項／法第45条の15第1項／規則第2条の17
(イ) 議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印していますか。  いる ない	法第45条の14第6項及び第7項／法第45条の15第1項／規則第2条の17
(ウ) 議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしていますか。  いる ない 該当なし	

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
<p>(エ) 議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間、備え置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない</p> <p><b>7 会計監査人</b></p> <p>ア 会計監査人は、定款の定めにより設置されていますか。</p> <p>(ア) 特定社会福祉法人は、会計監査人の設置を定款に定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない      該当なし</p> <p>(イ) 会計監査人の設置を定款で定めた法人は、会計監査人を設置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない      該当なし</p> <p>(ウ) 会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない      該当なし</p> <p>イ 会計監査人は、法令の定めるところにより選任されていますか。</p> <p>(ア) 評議員会の決議により、適切に選任等がされていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない      該当なし</p> <p>ウ 会計監査人は、法令に定めるところにより会計監査を行っていますか。</p> <p>(ア) 規則の定めるところにより、会計監査報告を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない      該当なし</p> <p>(イ) 財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない      該当なし</p>	<p>法第36条第2項／法第37条／令第13条の3／(参考) 法第45条の6第3項</p> <p>法第43条第1項／法第43条第3項により準用される一般法人法第73条第1項</p> <p>法第45条の19第1項及び第2項</p>
<p><b>8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬</b></p> <p><b>(1) 報酬</b></p> <p>ア 評議員の報酬等の額が、法令で定めるところにより定められていますか。</p> <p>(ア) 評議員の報酬等の額が定款で定められていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない</p>	<p>法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条</p>

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
<p>イ 理事の報酬等の額が、法令で定めるところにより定められていますか。</p> <p>(ア) 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる いない</p> <p>ウ 監事の報酬等の額が、法令で定めるところにより定められていますか。</p> <p>(ア) 監事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない</p> <p>(イ) 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない 該当なし</p> <p>エ 会計監査人の報酬等の額が、法令で定めるところにより定められていますか。</p> <p>(ア) 会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない 該当なし</p>	法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条 法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項及び第2項
<p>ア 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準は、法令に定める手続きにより定め、公表していますか。</p> <p>(ア) 理事、監事及び評議員に対する報酬等は、規則で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない</p> <p>(イ) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない</p>	法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条 法第45条の35第1項及び第2項／規則第2条の42
<p>(2) 報酬等支給基準</p> <p>ア 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準は、法令に定める手続きにより定め、公表していますか。</p> <p>(ア) 理事、監事及び評議員に対する報酬等は、規則で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない</p> <p>(イ) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない</p>	法第59条の2第1項第2号／規則第10条
<p>(3) 報酬の支給</p> <p>ア 役員及び評議員の報酬等が、法令等に定めるところにより支給されていますか。</p> <p>(ア) 評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給の基準に従って支給されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ない 該当なし</p> <p>(イ) 役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給の基準に従って支給されていますか。</p>	法第45条の35第3項

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
<p>いる      いない      該当なし</p> <p><b>(4) 報酬等の総額の公表</b></p> <p>ア 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表していますか。</p> <p>(ア) 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載のうえ、公表していますか。</p> <p>いる      いない</p>	法第59条の2第1項第3号／規則第2条の41／規則第10条
<p><b>第2 事 業</b></p> <p><b>1 事業一般</b></p> <p>ア 定款に従って事業を実施していますか。</p> <p>(ア) 定款に定めている事業が実施されていますか。</p> <p>いる      いない</p> <p>(イ) 定款に定めていない事業が実施されていませんか。</p> <p>いる      ない</p> <p>イ 「地域における公益的な取組」を実施していますか。</p> <p>(ア) 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めていますか。</p> <p>いる      ない</p>	法第31条第1項第3号、第11号及び第12号  法第24条第2項
<p><b>2 社会福祉事業</b></p> <p>ア 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施していますか。</p> <p>(ア) 貴法人の事業のうち、主たる地位を占めていますか。</p> <p>いる      ない</p> <p>(イ) 社会福祉事業で得た収入を、法令及び通知上認められない使途に充てていませんか。</p> <p>いる      ない</p> <p>イ 社会福祉事業を行うために必要な資産を有していますか。</p> <p>(ア) 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されていますか。</p> <p>いる      ない</p>	法第22条／法第26条第1項／審査基準第1の1の(1)  法第22条／法第26条第1項／審査基準第1の1の(1)  法第25条／審査基準第2の1／審査基準第2の2の(1)／審査要領第2の(3)、(4)、(6)及び(7)

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
<b>3 公益事業</b> <p>ア 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として、適正に実施されていますか。</p> <p>(ア) 社会福祉と関係があり、また、公益性があるものですか。</p> <p style="text-align: center;">ある      ない      該当なし</p> <p>(イ) 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない      該当なし</p> <p>(ウ) 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない      該当なし</p>	法第26条第1項
<b>4 収益事業</b> <p>ア 法に基づき適正に実施されていますか。</p> <p>(ア) 社会福祉事業又は令で定める公益事業の経営に収益が充てられていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない      該当なし</p> <p>(イ) 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない      該当なし</p> <p>イ 法人が行う事業として法令上認められるものですか。</p> <p>(ア) 収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない      該当なし</p>	法第26条第1項 審査基準第1の3の(2)及び(5)／審査要領第1の3の(2)及び(3)
<p>(イ) 法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものではありませんか。</p> <p style="text-align: center;">ある      ない      該当なし</p> <p>(ウ) 当該事業を行うことにより、貴法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものではありませんか。</p> <p style="text-align: center;">ある      ない      該当なし</p>	審査基準第1の3の(2)及び(5)／審査要領第1の3の(2)及び(3)
<b>第3 管 理</b> <p><b>1 人事管理</b></p>	

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
<p>ア 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っていますか。</p> <p>(ア) 重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われていますか。</p> <p>いる いない 該当なし</p> <p>(イ) 職員の任免は、適正な手続きにより行われていますか。</p> <p>いる いない 該当なし</p>	法第45条の13第4項第5号
<p><b>2 資産管理</b></p> <p><b>(1) 基本財産</b></p> <p>ア 基本財産の管理運用が適切になされていますか。</p> <p>(ア) 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されていますか。また、当該不動産の所有権について、登記がなされていますか。</p> <p>いる いない 該当なし</p> <p>(イ) 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し、又は担保に供していませんか。</p> <p>いる いない 該当なし</p> <p>(ウ) 基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われていますか。</p> <p>いる ない 該当なし</p>	法第25条／審査基準第2の3の(1)
<p><b>(2) 基本財産以外の財産</b></p> <p>ア 基本財産以外の資産の管理運用は、適切になされていますか。</p> <p>(ア) 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産）の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われていますか。</p> <p>いる ない</p> <p>(イ) その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていませんか。</p> <p>いる ない</p>	審査基準第2の3の(2) 審査基準第2の2の(2)のイ

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
<p>(3) 株式保有</p> <p>ア 株式の保有は適切になされていますか。</p> <p>(ア) 株式の保有が法令上認められるものですか。</p> <p style="text-align: center;">はい      いいえ      該当なし</p> <p>(イ) 株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）に、所轄庁に必要書類を提出していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない      該当なし</p>	審査基準第2の3の(2)／審査要領第2の(8)から(11)まで
<p>(4) 不動産の借用</p> <p>ア 不動産を借用している場合、適正な手続きを行っていますか。</p> <p>(ア) 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない      該当なし</p> <p>(イ) 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない      該当なし</p>	審査基準第2の1の(1)
<hr/> <p>3 会計管理</p> <p>(1) 予算</p> <p>ア 収支予算は、適正に編成、執行されていますか。</p> <p>(ア) 資金収支予算書は、定款の定め等に従い、適正な手続きにより編成されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない</p> <p>(イ) 予算の執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定める手続きを経ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない</p>	留意事項2の(1)及び(2) 留意事項2の(2)
<p>(2) 規程・体制</p> <p>ア 経理規程を制定していますか。</p>	留意事項1の(4)

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
(ア) 定款等に定めるところにより、経理規程を制定していますか。  いる いない (イ) 経理規程を遵守していますか。  いる いない イ 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されていますか。	留意事項1の(1)及び(2)
(ア) 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されていますか。  いる いない (イ) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制となっていますか。  いる ない	
<b>(3) 会計処理</b>  ア 資産の評価は、適正に行われていますか。 (ア) 資産を取得した場合、原則として取得価額を付していますか。  いる ない 該当なし (イ) 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っていますか。  いる ない (ウ) 資産について、時価評価を適正に行っていますか。  いる ない 該当なし	会計省令第4条第1項／運用上の取扱い14  会計省令第4条第2項／運用上の取扱い16／留意事項17  会計省令第4条第3項／運用上の取扱い17／留意事項22
(エ) 有価証券の価額について、適正に評価していますか。  いる ない 該当なし (オ) 棚卸資産について、適正に評価していますか。  いる ない 該当なし イ 引当金は適正に計上されていますか。 (ア) 債権について、徴収不能引当金を適正に計上していますか。  いる ない 該当なし (イ) 賞与引当金を適正に計上していますか。	会計省令第4条第5項／運用上の取扱い15  会計省令第4条第6項／留意事項16  会計省令第4条第4項／運用上の取扱い18の(2)／留意事項18の(1)  会計省令第5条第2項第1号／ 審査の方法、18の(2)ア

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
いる いない 該当なし (ウ) 退職給付引当金を適正に計上していますか。	運用上の取扱い18の(2)及び(3)／留意事項18の(2)
いる いない 該当なし (エ) 上記のほか、必要な引当金を計上していますか。	会計省令第5条第2項第2号／運用上の取扱い18の(4)／留意事項18の(3)
いる いない 該当なし ウ 純資産は、適正に計上されていますか。	会計省令第5条第2項／運用上の取扱い18の(1)及び(4)
(ア) 基本金について、適正に計上されていますか。 いる いない	会計省令第6条第1項／運用上の取扱い11及び12／留意事項14
(イ) 国庫補助金等特別積立金について、適正に計上されていますか。 いる ない 該当なし	会計省令第6条第2項／運用上の取扱い9及び10／留意事項15
(ウ) その他の積立金について、適正に計上されていますか。 いる ない 該当なし	会計省令第6条第3項／運用上の取扱い19／留意事項19
<b>(4) 会計帳簿</b> ア 会計帳簿は適正に整備されていますか。 (ア) 各拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成していますか。 いる ない (イ) 計算書類に係る各勘定科目的金額は、主要簿と一致していますか。 いる ない	法第44条第1項、第3項及び第4項（平成28年4月1日施行の法）（平成29年4月1日以降法第45条の24）／会計省令第2条第2号、第3条及び第7条（平成29年4月1日以降第7条については第7条の2）／留意事項2の(3)／留意事項27
<b>(5) 決算及び計算書類等</b> ア 決算手続は法令及び定款の定めに従い、適正に行われていますか。 (ア) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、監事の監査を受けていますか。 いる ない (イ) 会計監査人設置法人は、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、会計監査人の監査を受けていますか。 いる ない 該当なし (ウ) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を受けていますか。	改正法附則第18条／法第45条の28から第45条の31まで／規則第2条の26から第2条の40まで

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
<p style="text-align: center;">いる      いない</p> <p>(エ) 会計監査人設置法人以外の法人は、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      いない</p> <p>(オ) 会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない      該当なし</p> <p>イ 計算書類が法令に基づき適正に作成されていますか。</p> <p>(ア) 作成すべき計算書類が作成されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない</p> <p>(イ) 計算書類の様式が会計基準に則していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない</p> <p>(ウ) 計算書類の注記には注記すべき事項が記載されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない</p> <p>(エ) 注記に係る勘定科目と金額が、計算書類と整合していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない</p>	
<p>会計省令第7条（平成29年4月1日以降第7条の2）／留意事項7</p> <p>会計省令第9条（平成29年4月1日以降第2条の3）／会計省令第17条、第23条及び第27条／留意事項25の(1)</p> <p>会計省令第29条／運用上の取扱い20から24まで、別紙1及び別紙2／留意事項25の(2)及び26</p>	
<p>(オ) 事業区分は適正に区分されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない      該当なし</p> <p>(カ) 抱点区分は適正に区分されていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない      該当なし</p> <p>(キ) 抱点区分にはサービス区分が設けられていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる      ない      該当なし</p> <p>ウ 附属明細書が法令に基づき適正に作成されていますか。</p> <p>(ア) 作成すべき附属明細書が様式に従って作成されていますか。</p>	<p>会計省令第10条第1項／運用上の取扱い2／留意事項4</p> <p>会計省令第10条第2項／運用上の取扱い3／留意事項5</p> <p>会計省令第7条第1項第3号及び第30条（平成29年4月1日以降第30条）／審査の取扱い</p>

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
<p>いる いない</p> <p>(イ) 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していますか。</p> <p>いる いない</p> <p>エ 財産目録が法令に基づき作成されていますか。</p> <p>(ア) 財産目録の様式が通知に則していますか。</p> <p>いる いない</p> <p>(イ) 財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合していますか。</p> <p>いる いない</p>	会計省令第31条から第34条まで／運用上の取扱い26／運用上の取扱い別紙4（平成28年11月11日改正後のもの）
<p>ア 借入は適正に行われていますか。</p> <p>(ア) 借入（多額の借財に限る。）は、理事会の決議を受けていますか。</p> <p>いる いない 該当なし</p> <p>※上記については、平成29年4月1日以降の借入れについてご回答ください。</p>	(参考) 平成29年4月1日以後：法第45条の13第4項第2号
<p>4 その他</p> <p>(1) 特別の利益供与の禁止</p> <p>ア 貴法人の関係者に対して、特別の利益を与えていませんか。</p> <p>(ア) 評議員、理事、監事、職員その他の令で定める貴法人の関係者に対して、特別の利益を与えていませんか。</p> <p>いる ない</p>	法第27条／令第13条の2／規則第1条の3
<p>(2) 社会福祉充実計画</p> <p>ア 社会福祉充実計画に従い事業が行われていますか。</p> <p>(ア) 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われていますか。</p> <p>いる ない 該当なし</p>	法第55条の2第11項

法 人 運 営 ・ 事 業 ・ 管 理	根 抱 等
(3) 情報の公表 ア 法令に定める情報の公表を行っていますか。 (ア) 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表していますか。  いる        いない	法第59条の2第1項／規則第10条
(4) その他 ア 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていますか。 (ア) 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていますか。  いる        ない	法第78条第1項
イ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていますか。  いる        ない	法第82条
ウ 貴法人が登記しなければならない事項について、期限までに登記がなされていますか。 (ア) 登記事項（資産の総額を除く。）に変更が生じた場合、2週間以内に変更登記をしていますか。  いる        ない        該当なし  (イ) 資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしていますか。  いる        ない	法第29条／登記令第3条第1項  法第29条／登記令第3条第3項

## 別紙 1

### 1 福祉サービス第三者評価事業の受審状況

※受審した施設があれば、受審年度及び施設名をご記入ください。

### 2 ISO9001の認証取得施設の状況

※取得した施設があれば、取得年度及び施設名をご記入ください。

### 3 地域社会に開かれた事業運営の状況

※取組があればその状況をご記入ください。

### 4 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動の取組状況

※取組があればその状況をご記入ください。

※1 上記の記入は任意です。

※2 上記3及び4について、別途状況が分かるものがあればそれを添付してください。

## 別紙2 確認書類

- ・諸帳簿等の有無について確認してください（チェック欄を活用してください。）。
- なお、この書面は、指導監査当日準備し、提出書類は事前に提出してください。

書類名	チェック欄	提出書類
全体		
(既存の)組織図等	有・無	○
現況報告書	有・無	
定款		
法人設立認可書	有・無	
定款変更認可書	有・無	
定款変更届出書	有・無	
定款	有・無	
諸規程	定款細則	有・無
	理事の職務の執行に関する規程	有・無
	理事に委任する事項を定める規程	有・無
	その他の規程	有・無
評議員	評議員の選任に関する書類（評議員選任・解任委員会の資料、議事録等）	有・無
	就任承諾書	有・無
	委嘱状	有・無
	履歴書	有・無
	誓約書	有・無
	申立書	有・無
	その他	有・無
	役員等名簿（評議員名簿）	有・無
評議員会		
評議員会の招集通知	有・無	
評議員会の議事録	有・無	
招集通知を省略した場合の評議員全員の同意が確認できる書面等	有・無	

	決議又は報告を省略した場合の評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録	有	・	無	
	決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認した書類（原則、議事録で確認）	有	・	無	
役員	役員の選任に関する評議員会議事録	有	・	無	
	就任承諾書	有	・	無	
	委嘱状	有	・	無	
	履歴書	有	・	無	
	誓約書	有	・	無	
	申立書	有	・	無	
	その他	有	・	無	
	監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類	有	・	無	
	役員等名簿（役員名簿）	有	・	無	
理事会					
	理事会の招集通知	有	・	無	
	理事会議事録	有	・	無	
	招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意が確認できる書面等	有	・	無	
	決議を省略した場合の理事全員の同意の意思表示を記した書面等	有	・	無	
	決議に特別の利害関係を有する理事がいるかを確認した書類（原則、議事録で確認）	有	・	無	
監事					
	監査報告	有	・	無	
	監査報告の内容の通知	有	・	無	
	監事の報酬等の具体的な配分の決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類（評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されている場合）	有	・	無	
報酬					
	報酬等の支給の基準	有	・	無	
	報酬等の支払いの内容が確認できる書類	有	・	無	
事業					
	事業計画	有	・	無	
	事業報告	有	・	無	

登記関係書類（直近のもの）	法人登記事項証明書(原本)	有	・	無	<input type="radio"/> (写し)
	不動産登記事項証明書（原本）	有	・	無	<input type="radio"/> (写し)
建物図面（各階平面図）		有	・	無	
<b>人事管理</b>					
職員の任免に関する規程		有	・	無	
辞令又は職員の任免について確認できる書類		有	・	無	
業務分担を定めた規程等		有	・	無	
<b>資産管理</b>					
国又は地方公共団体の使用許可書等		有	・	無	
資産の管理運用に関する規程		有	・	無	
株式の保有及び取引の状況を確認できる書類		有	・	無	
賃貸借契約書等		有	・	無	
<b>会計管理</b>					
計算書類		有	・	無	
法人単位資金収支計算書（第1号第1様式）		有	・	無	
資金収支内訳表（第1号第2様式）		有	・	無	
事業区分資金収支内訳表（第1号第3様式）		有	・	無	
拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式）		有	・	無	
法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）		有	・	無	
事業活動内訳表（第2号第2様式）		有	・	無	
事業区分事業活動内訳表（第2号第3様式）		有	・	無	
拠点区分事業活動計算書（第2号第4様式）		有	・	無	
法人単位貸借対照表（第3号第1様式）		有	・	無	
貸借対照表内訳表（第3号第2様式）		有	・	無	
事業区分貸借対照表内訳表（第3号第3様式）		有	・	無	
拠点区分貸借対照表（第3号第4様式）		有	・	無	
注記		有	・	無	
法人全体		有	・	無	
拠点区分		有	・	無	
附属明細書（法人全体）		有	・	無	

借入金明細書	有	・	無	
寄附金収益明細書	有	・	無	
補助金事業等収益明細書	有	・	無	
事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	有	・	無	
事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書	有	・	無	
基本金明細書	有	・	無	
国庫補助金等特別積立金明細書	有	・	無	
附属明細書（拠点区分）	有	・	無	
基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書	有	・	無	
引当金明細書	有	・	無	
拠点区分資金収支明細書	有	・	無	
拠点区分事業活動明細書	有	・	無	
積立金・積立資産明細書	有	・	無	
サービス区分間繰入金明細書	有	・	無	
サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書	有	・	無	
就労支援事業別事業活動明細書	有	・	無	
就労支援事業製造原価明細書	有	・	無	
就労支援事業販管費明細書	有	・	無	
就労支援事業明細書	有	・	無	
授産事業費用明細書	有	・	無	
財産目録	有	・	無	
残高証明書（口座番号の指定のないもの）				
預貯金残高証明書（原本）	有	・	無	○（写し）
借入金残高証明書（原本）	有	・	無	○（写し）
経理規程	有	・	無	○
経理規程に定める細則等	有	・	無	
資金収支予算書	有	・	無	
会計帳簿（主要簿）				
仕訳日記帳	有	・	無	
総勘定元帳	有	・	無	

会計帳簿（補助簿）		
現金出納帳	有	・ 無
預金（貯金）出納帳	有	・ 無
小口現金出納帳	有	・ 無
有価証券台帳	有	・ 無
未収金台帳	有	・ 無
棚卸資産受払台帳	有	・ 無
立替金台帳	有	・ 無
前払金台帳	有	・ 無
貸付金台帳	有	・ 無
仮払金台帳	有	・ 無
固定資産管理台帳	有	・ 無
リース資産管理台帳	有	・ 無
差入保証金台帳	有	・ 無
長期前払費用台帳	有	・ 無
未払金台帳	有	・ 無
預り金台帳	有	・ 無
前受金台帳	有	・ 無
仮受金台帳	有	・ 無
借入金台帳	有	・ 無
退職給付引当金台帳	有	・ 無
基本金台帳	有	・ 無
寄附金品台帳	有	・ 無
その他の台帳	有	・ 無
その他の帳簿		
会計伝票	有	・ 無
月次試算表	有	・ 無
予算管理表	有	・ 無
内部監査関係書類	有	・ 無
任意監査関係書類	有	・ 無

契約関係書類	有	・	無	
業務分担を定めた規程等（統括会計責任者、会計責任者、出納職員等の辞令等）	有	・	無	
時価評価の必要性の有無を判定している資料（資産、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるもの及び棚卸資産）	有	・	無	
満期保有目的の債券についての償却原価法に係る資料	有	・	無	
引当金の計上の必要性の検討資料	有	・	無	
寄附の受入れに関する書類（寄附申込書、贈与契約書等）	有	・	無	
借入（多額の借財に限る。）				
理事長の決裁文書	有	・	無	
借入契約書等	有	・	無	
その他				
給与規程	有	・	無	
社会福祉充実計画	有	・	無	
福祉サービス第三者評価の結果報告書	有	・	無	
苦情解決責任者、苦情受付責任者及び第三者委員の任命に関する書類	有	・	無	
苦情解決に関する規程類	有	・	無	
苦情解決の仕組みの利用者への周知のためのパンフレット等	有	・	無	
ISO9001の認証取得証明書	有	・	無	